第13号
PIWU
2013年９月２日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発　　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　鵜島　一広
〒104－0031
中央区京橋 3-6-3
京橋通郵便局 5F

都内最賃１９円アップでほぼ確定へ

時給制社員　時給２０円アップ！

郵政の職場で働く時給制社員の賃金に大きく影響する２０１３年度の全国最低賃金の改定額がほぼ確定しました。東京の最低賃金は現行８５０円から１９円引上げられ、８６９円となり、２２日の東京地方最低賃金審議会も同じ改定額を答申しました。

２００９年１０月の「時給制契約社員等の給与制度」の改定により、郵政の時給制社員の賃金は地域別最低賃金に連動するものになりました。

基本給は地域最賃（１０円単位は切り上げ）＋２０円（付加額）＋加算額（外務は１３０円、内務は適用外）となり、地域最賃の改定が行われたときは、改定額に相当する額（１０円単位に引上げ）だけ基本給の下限額を引上げる、というものです。

東京では今回の改定により、外務では８７０円（地域最賃額）＋２０円＋１３０円＝１０２０円が基本給となり、これまでの採用時の基本給１０００円をはじめて上回り、２０円の時給アップとなります。また内務も８７０円＋２０円＝８９０円と２０円の時給アップとなります。ちなみに時給制社員の賃金はこの基本給と加算給（基礎評価給＋資格給）の合計額になります。この改定額が１０月１日から適用となり、実際の賃金への反映は１１月支給分からとなります。

全国平均1000円へ「答申」に異議申出

日本では年収２００万円以下の労働者は１０００万人を超え、平均賃金が下がり続けています。

ワーキングプアが問題となり、２００８年に改正最低賃金法が成立し、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことを明記し「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言も加えられました。

２０１０年、政府と財界と労働組合は「できる限り早期に８００円を確保し、景気状況に配慮しつつ２０２０年までに全国平均１，０００円を目指す」との合意を結びました。最低賃金１，０００円が国の目標となったのです。

今回の答申は、この目標からは程遠く、答申に対し異議の申出を行っています。